

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

「食」は人が生きていくためには欠かせないものです。長い歴史の中で「食」についての知識や経験・文化を積み重ね、健全な食生活を継承してきました。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、「食」を取り巻く環境は大きく変化し、朝食の欠食や栄養バランスの偏りなどの食習慣の乱れや生活習慣病の増加、伝統的な食文化の衰退、食べ物を大切にする意識の低下など「食」をめぐるさまざまな問題が起きています。また、農水産物の残留物質問題や食品添加物への懸念、食品の偽装表示など、市民の「食」の安全・安心への関心はこれまでに比べて高まってきています。

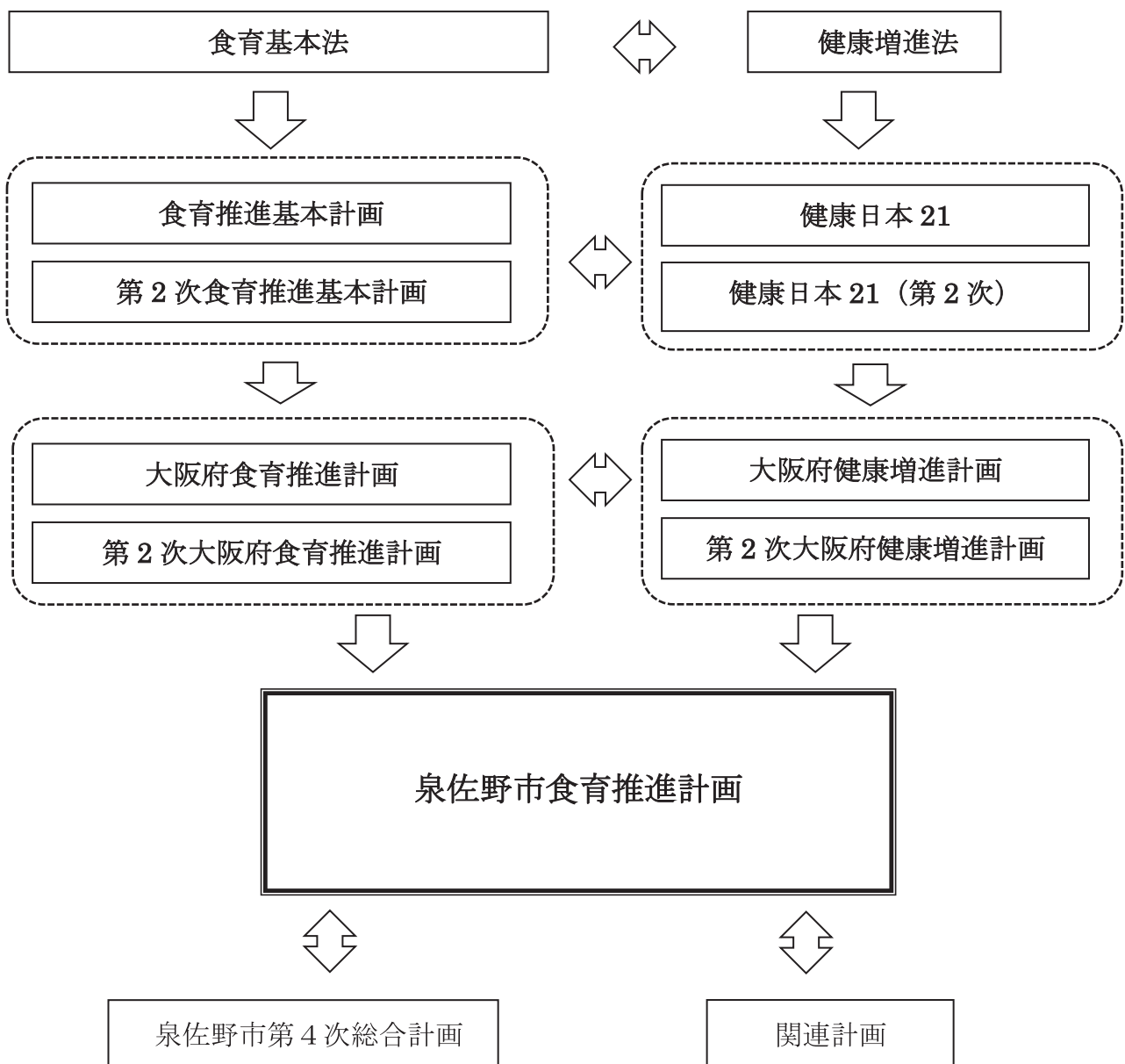
このような状況の中、国は平成17年7月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定するなど、国民運動として「食育」の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進しています。さらに平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」が策定されました。

また、大阪府においても平成24年3月に「第2次大阪府食育推進計画」が策定されました。

泉佐野市でも「食育基本法」に基づき「泉佐野市食育推進計画」を策定し、食資源・自然環境等の市の特色を活かし、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、「食育」を推進していきます。

## 2. 計画の位置づけ

国の「第2次食育推進基本計画」、大阪府の「第2次大阪府食育推進計画」、「健康増進法」に基づく計画等や当市の「泉佐野市第4次総合計画」等関連計画との整合を図りながら、「食育」に関する取り組みを実施します。



### 3. 計画の期間

本計画の策定期間は、平成26年度から30年度までの5年間とします。計画期間中に大きな状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内の関係課からなる「庁内検討委員会」で計画の内容を検討した後、学識経験者や「食育」に関係する機関・団体の代表者、公募による市民などからなる「泉佐野市食育推進計画策定委員会」において審議・検討を行いました。また、市民の声を反映させるため、アンケート調査を実施しました。